



東地申
第74号
7月7日

「JR東日本輸送サービス労働組合に対する支配介入を直ちに止め、大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑の撤回と取り消しを求める緊急申し入れ」 団体交渉を行う！
その1

交渉のポイント

1. 異動は、確定したのではない。
2. 会社は、今交渉で大田運輸区の執行委員長を改めて認識した。
3. 労組法などの法令に則っている。

1. JR東日本輸送サービス労働組合大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑を撤回し、事前通知の手交を行わないこと。

【回答】異動については、就業規則に則り取り扱うこととなる。

組 合	会 社
◎回答内容では不十分である。修正回答を強く求める。	■人事異動はデリケートであり、ほかの社員に影響する。今の段階で確定していない。人事異動は就業規則に則り取り扱っているため、修正回答は行わない。
◎執行委員長の異動は、労組法第7条の不利益扱いである。	■法令については認識しているが、不利益な取扱いや異動は、行っていない。
◎輸送サービス労組大田運輸区分会の執行委員長の認識はあったのかを明らかにすること。	■交渉にあたり、職場にも確認して認識した。人事異動について、労組所属関係なく差別はしていない。
◎田町運輸区分会長の強制配置転換で、東京都労働委員会で審議をしている中だ。私たちは、会社内の就業規則ではなく、法的に問題があるという認識である。法的に抵触する恐れがあっても異動を行うという会社の根拠を明確にすること。	■東京都労働委員会の審議の件についてはコメントを控えるが、人事異動というのは社員の成長を期待して行うものである。労働組合の役職があるから異動しないなど、配慮があってはならない。
◎地本は、労基法第7条3項「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること」に当たる認識である。大田運輸区分会の運動が停滞している。これは不利益であり、支配・介入である。組織運営に支障をきたしている。	■首都圏本部として、必要な異動を行っている。社員としての異動であり、労働組合への不利益や支配・介入という認識はないが、貴側の主張は否定しない。
◎執行委員長に対する懲憑は、組織に関わる重要な事態である。異動が確定していないというのであれば、直ちに撤回すること。	■異動については、確定していない。異動の話が進むのであれば、必要な情報については共有していく。

~その2へ続く~

**執行委員長に対する懲憑で、労働組合に加入することや
職場の運営に支障が発生しており、実害が発生している！**



東地申
第74号
7月7日

「JR東日本輸送サービス労働組合に対する支配介入を直ちに止め、大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲慥の撤回と取り消しを求める緊急申し入れ」 団体交渉を行う！
その2

首都圏本部と現場の認識の違いが明らかに！

会社からの質問に、
職場の実情を明らかにする！

団体交渉の重大さを認識していないことも明らかに！

会社:会社から何点かお聞きしたい。職場では、丁寧なコミュニケーションが取られているという認識があるのか。

地本:夏季手当の明細手交のついでなど、丁寧なコミュニケーションは無い。

会社:本人の不安を取り除くコミュニケーションは取られているか。

地本:この間、異動した方の話を聞いていると、回数を重ねるだけのコミュニケーションとの認識である。

会社:団体交渉に本人を参加させるということはどういう認識なのか。

地本:ここまで議論してきた内容を理解しているのか。大田運輸区分会の組織の問題だ。組織の代表が交渉に出席しているだけだ。

2. 今申し入れに対する団体交渉は、2023年7月14日までに開催すること。

【回答】具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に則り取り扱うこととなる。

組 合	会 社
◎今後も労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱うことを再度確認する。	■会社も準備があり、必ずしも指定された日があるからと、その日までに出来るという事ではないが、今後も労使間の取扱いに関する協約に基づいて取り扱う。

地本は、分会組織が不利益を被っていることから今回の申し入れを行った。会社は「現段階では確定しない」「不利益や支配・介入はしていない」「執行委員長だから懲慥をしたということも無い」と断言しているが、大田運輸区の現場長は「執行委員長」と認識していることから、執行委員長の異動は労組法違反であり、支配・介入だ！

異動の話が進むのであれば、

地本は今後もたたかいを推し進めていく！